

## ○匝瑳市犯罪被害者等支援条例

令和5年9月21日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援を推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 匝瑳市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者をいう。
- (2) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等（犯罪行為及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 関係機関等 国、千葉県その他の地方公共団体及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他市長が別に定める犯罪被害者等への支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況、生活への影響その他の事情に応じ、適切に行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することなく、かつ、犯罪被害者等に関する個人情報 の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等を支援するための施策を推進する責務を有する。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、関係機関等と連携を図るものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等（市民並びに市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において活動を行っている団体をいう。）は、第3条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪行為により死亡し、若しくは傷害（医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る。以下同じ。）を受けた者（以下「被害者」という。）又はその遺族（これらの者のうち、当該犯罪行為が行われた時に市民であった者に限る。以下同じ。）に対し、見舞金を支給する。

(見舞金の種類等)

第8条 見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

(1) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を受けた者

(2) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。）

（遺族の範囲及び順位）

第9条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

（見舞金の支給制限）

第10条 市長は、次に掲げるときは、市長が別に定めるところにより、見舞金の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪行為による被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

（見舞金の額）

第11条 傷害見舞金の額は、次の各号に掲げる傷害の程度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 全治1月以上3月未満 5万円

(2) 全治3月以上 10万円

2 遺族見舞金の額は、30万円とする。

3 遺族見舞金の支給を受けることができる同順位の遺族が2人以上あるときにおける各人の遺族見舞金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額をその人数で除して得た額とする。

(見舞金の支給に関する特例)

第12条 既に傷害見舞金の支給を受けた被害者が当該傷害見舞金の支給の原因となった犯罪行為により死亡したときにおける遺族見舞金については、当該傷害見舞金と遺族見舞金との差額を支給するものとする。ただし、死亡の原因となった犯罪行為が行われた日から1年以上経過して死亡したときには、遺族見舞金は、支給しない。

(見舞金の支給申請)

第13条 見舞金の支給を受けようとする被害者又はその遺族は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、当該犯罪行為による被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(支給の決定)

第14条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、内容を確認の上、速やかに、見舞金の支給の適否を決定するものとする。

(見舞金の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるとき、又は見舞金の支給後において第10条各号のいずれかに該当することが判明したときは、支給した見舞金を返還させるものとする。

(関係機関等との連携協力)

第16条 市は、犯罪被害者等が、適切な支援を受けることができるよ

う、関係機関等との連携協力を努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

2 第7条から第15条までの規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為による被害について適用する。